

知ってる？

保険証の種類



国民健康保険

保険者(保険を提供する側)は自治体などで、市町村国保には自営業者や年金生活者、非正規雇用者など、社会保険や後期高齢者医療制度の加入者以外が加入します。

後期高齢者医療

75歳以上の人および65歳以上で一定の障がいがある人が対象です。保険者は都道府県単位で設けられた広域連合です。

社会保険(被用者保険)

会社員、公務員、教職員とその扶養家族が加入できます。保険者は、会社や団体です。社会保険は、勤め先によって3種類に分類されます。

■ 組合健保 ■ 協会けんぽ ■ 共済組合



限度額認定証

▶ マイナ保険証が **ある** 場合

限度額認定証などがなくても、高額療養費制度における限度額を超える医療費の支払いは免除されます。

※長期入院該当の適用を受ける場合はこれまでどおり申請が必要です。

▶ マイナ保険証が **ない** 場合

みやま市国保

これまでどおり申請が必要です。

後期高齢者医療

限度額認定証などの交付は廃止され、限度額情報は「資格確認書」に併記されます。



よくあるお問い合わせ

？ 加入する保険が変わった時は、手続きは必要？ (社会保険⇄国民健康保険)

マイナ保険証の保有状況にかかわらず、これまでどおり加入・喪失の手続きが必要です。

？ マイナ保険証の利用登録は解除できる？

申請により解除することができます。解除申請後は「資格確認書」が交付されます。詳しくは自身の加入する保険に応じた問い合わせ先へお尋ねください。

※手元に有効な保険証がある間は「資格確認書」は交付されません。

？ 万一、マイナ保険証を紛失してしまったら？

マイナンバー総合フリーダイヤル(Tel0120-95-0178)に電話して一時利用停止を行ってください。24時間365日体制で受け付けています。

保険証が廃止されたらあなたはどっち

マイナ保険証？ 資格確認書？

12月2日から現行の保険証は新規・再発行を終了し、マイナ保険証(健康保険証として利用登録をしたマイナンバーカード)を基本とした仕組みに変わります。12月1日までに交付された保険証は有効期限までは利用できます。ただし、住所や氏名などの記載事項に変更がある場合はその時点から利用できません。

※ 加入している保険の種類により問い合わせ先が異なります。

※ 社会保険に加入している人は、取り扱いが異なる場合があります。勤務先などへ問い合わせください。

みやま市国保 国保年金係(Tel64-1529) 後期高齢者医療 医療係(Tel64-1527) 社会保険 勤務先など

みやま市国保 後期高齢者医療 に加入している場合

12月2日以降の取り扱い



国民健康保険



後期高齢者医療

マイナ保険証を持っていない場合
これまで通り医療を受けられます！

マイナ保険証が **ない** 場合

12月2日以降、国民健康保険や後期高齢者医療に新規加入したときや保険証の有効期限が切れるときなどに、保険証の代わりとなる「**資格確認書**」を交付します。受診の際は、医療機関などの窓口で提示してください。

イメージ



◀後期高齢者医療: はがき型

▼国民健康保険: カード型



医療機関受診時に必要なもの
(次のいずれかをお持ちください)

▶ マイナ保険証 **あり**

マイナ保険証、現行の保険証(有効期限まで)、資格確認書

▶ マイナ保険証 **なし**

資格確認書、現行の保険証(有効期限まで)

マイナ保険証が **ある** 場合

12月2日以降、国民健康保険や後期高齢者医療に新規加入したときや保険証の有効期限が切れるときなどに、氏名や被保険者番号などが記載された「**資格情報のお知らせ**」を交付します。

マイナ保険証が読み取れない場合は「**資格情報のお知らせ**」を一緒に提示することで受診できます。

※「**資格情報のお知らせ**」のみでは受診できません。

イメージ

資格情報のお知らせ

A4サイズ

マイナ保険証をお持ちでも「**資格確認書**」が交付される人

- ・後期高齢者医療の人(移行期間により令和7年7月まで)
- ・保険証情報に閲覧制限をしている人
- ・マイナンバーカードを紛失した人(※要申請)
- ・マイナンバーカードを更新中の人(※要申請)
- ・マイナ保険証での受診が困難な人(※要申請)

良いことたくさん

マイナ保険証のメリット



■ より良い医療を受けられる
過去の薬の情報や健診結果をふまえた医療を受けられる

■ 健康管理に役立つ
マイナポータルで自分が処方された薬や特定健診の情報を確認できる

■ 確定申告の医療費控除が簡単に
マイナポータルの手続きで、領収書を保管・提出する必要がなくなる